

## 高知県デジタル化マッチングプラットフォーム設置要綱

### （目的）

第1条 高知県産業振興センターでは、県内中小企業や小規模事業者（以下、「県内中小企業等の方」という。）のデジタル化の取り組みを促進するため、システム等の導入や開発等を身近な県内ITベンダーの方に相談や依頼を効率的に行うとともに、デジタル化の地産地消が推進される窓口として「高知県デジタル化マッチングプラットフォーム（以下、「PF」という。）」を設置する。

### （事務局）

#### 第2条

PFの事務局は高知県産業振興センターデジタル化推進部に置く。

### （活動内容）

第3条 PFは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- （1）システム等の導入や開発等に関する相談や依頼への対応
- （2）その他、PFの目的を達成するために必要な活動

### （会員）

第4条 PFは、第1条の目的に賛同し、高知県内に本店及び主たる営業所等を置き、次に掲げるいずれかに該当する者により組織する。

- （1）ITに関するシステム開発及び県内企業への導入を自ら行う者
- （2）ITに関するパッケージシステム（SaaS等を含む）の販売及び県内企業への導入を自ら行う者
- （3）ECサイトやホームページ等の制作及び県内企業への導入を自ら行う者

### （入会及び退会）

第5条 PFへの入会にあたっては、入会申込書（様式1）を事務局に提出し、承認を得るものとする。

- 2 退会にあたっては、退会届（様式2）を事務局に提出するものとする。
- 3 反社会勢力と関係を有すること、違法行為、公序良俗に反する行為等があった場合は、会員の資格を失うものとする。

### （マッチング）

第6条 事務局は県内中小企業等からの依頼に基づき、PFに対して「情報提供依頼書又は提案依頼書（以下、「依頼書等」という。）」を送付する。

- 2 事務局は、必要に応じて会員向けの説明会を開催することができる。
- 3 会員は、依頼書等に対して原則として1か月以内に回答することができる。
- 4 事務局は、依頼書等に対する回答を取りまとめ、依頼を受けた県内中小企業等への情報提供及びマッチングのあっせんを行う。
- 5 マッチングに至った会員（商談成立の者）は、システム等の導入後速やかにシステム等導入実績報告書（様式3）を事務局に提出するものとする。

### （守秘義務等）

第7条 会員は、マッチングに基づき知り得た情報を必要な範囲においてのみ使用

し、県内中小企業等の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

（情報の更新）

第8条 会員は、登録した情報に変更があった場合は速やかに事務局に連絡することとする。

2 会員の情報は、継続意思確認も含めて、原則として1年ごとに内容の確認と更新を行うものとする。

3 会員情報の更新に当たっては、情報更新依頼書（様式4）を事務局に提出するものとする。

（その他）

第9条 このほか、本要綱に定めのない事項については、事務局が別に定める。

附則

本規約は、令和3年7月29日から施行する